

論文

南方軍政下の敵産管理と委託経営

長 島 修*

要旨

アジア・太平洋戦争が始まると、日本軍の東南アジアへの侵略は短期間の内に、急速に行われ、占領地においては、軍政がしかれた。日本軍が南方を占領すると、多くのイギリス、アメリカ、オランダの近代的な工場事業場は、敵産として接收され、日本軍の敵産管理の下におかれた。南方において、旧植民地の欧米系企業は、近代的な工場事業場、大規模な農園、鉱山を所有し、現地の華人企業は、経済的影響力を強くもち、数多くの事業場を経営していた。これらの財産は日本軍の敵産管理の下におかれたが、日本も調印しているハーグ陸戦条約の条項は尊重されず、日本軍の敵産管理は、日本企業に経営を委託し、邦人企業の経営権を強め、私的所有権を事実上篡奪するものであった。受託した日本企業は、経営権は厳しく軍の管理のもとにおかれたが、原価に経営資本の9%を乗じた適正利益を加算した販売価格で軍に買い取られるか、又は市場に販売することが可能であり、日本軍の占領が継続する限りでは、利益保証システムが維持されたのである。

キーワード

大東亜共栄圏 南方軍政 軍事占領 委託経営 敵産 敵産管理 経理統制 戦時企業

目 次

はじめに
第1章 敵産管理
第2章 南方軍政下の委託経営
第3章 軍政下の企業統制
結論

* 立命館大学経営学部 特任教授

は じ め に

日本軍政下の南方¹⁾へ進出した日本企業は、多くが委託経営²⁾という形をとった。それは、日本軍が南方を占領すると、多くのイギリス、アメリカ、オランダの近代的な工場事業場は、敵産として接収され、敵産管理の下におかれたからである。敵産とは「敵国、敵国人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ属シ又ハ其ノ者ノ保管スル財産（事業若クハ営業又ハ之ニ対スル出資ヲ含ム）」（敵産管理法、1941年12月22日法律第99号、第1条）のことである。敵産管理の下におかれた企業は、民間企業に経営が委託されることになったから、多くの近代的な機械制工場事業場を日本の民間企業が軍から委託されて経営されることになった。

本稿は、南方軍政下の敵産管理と委託経営がどのようなシステムで行われたのかを明らかにすることが課題である。従来、南方進出企業に関する研究（疋田編 1995）はあり、一方で敵産管理についても日本政府がどのように行おうとしていたのかについての研究もある（太田弘毅、1982）。しかし、個別の委託経営のシステム自体に立ち入った検討を加えているのは長島（2016）、岩武（1989）、吉村（2001）などわずかである。

まず、敵産管理に関する研究の整理をしておこう。陸海軍が南方占領地で接収した敵産を日本の民間企業に委託経営した。それにとまって南方へ進出したり、あるいはその払下げを受けて経営するようになる日本企業が多数存在した。但し、南方軍政の下での敵産管理は、日本国内及び中国大陸の敵産管理の在り方とも異なっていた。南方における敵産管理は、敵産管理法（敵産管理法、1941年12月22日法律第99号）の適用範囲外であり（太田 1982, 38 頁）、独自に敵産処理が実行されたのである。しかし、同時に日本は占領地における軍政に関してハーグ陸戦条約（1907年10月18日署名、日本についての発効は1912年1月13日、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」、以下「ハーグ条約」と略す）を承認しており、このハーグ条約との関連についても、論点の一つになるのである³⁾。南方軍政下の敵産に関する研究は、太田（1982）、柴田（2008）など様々な制度、実態に関する研究がある。日中戦争～アジア・太平洋戦争期、中国大陸（華北、華中）民族紡績の軍管理と在華紡への委任経営と返還（在華紡は返還に反対乃至消極的）に関する研究（高村直助 1982, 第 8, 9 章、柴田善雅 2008）もある。

回想録のような形でもしばしば敵産の姿が登場している（北野至亮・石橋慶道 1998、成田潔英編 1964）。軍から委託あるいは売却された工場事業場は、日本企業が経営していたのであり、この問題は南方への企業進出を考える場合回避することができない。委託経営は、軍政との間でどのように実施されたのか、委託された経営の実態はどのようなものであったのか解明していく課題は今なお残っているのである。

太田（1982年）は、南方陸軍甲地域の資料を紹介しながら、敵産の問題を制度の面から包括

的に取り扱ったものであり、最もまとまった資料的価値のある研究である。陸軍占領地の敵産管理及び処分については、基本的な規定、指示、命令が明らかにされており、その概要はこれによって、明らかにされた。筆者は太田の研究に経済史、経営史的観点を加えて再整理しようとするものである。既に述べたように、敵産管理法は主に、国内の企業には実施されていたが、南方軍政地域などは、敵産管理法の適用範囲外であり、軍司令官の軍命令に基づき軍政機関を通じて敵産管理はおこなわれていた⁴⁾。したがって、実際に軍政を主導した軍政総監部及び各軍の軍政監部などの敵産管理政策を独自に検討する必要がある。

岩武（1989）に所収されている「南方軍政下における委託事業の性格と実態」は南方の敵産管理の実態と委託経営の内部の実態に迫った実証研究である。岩武の研究は、第六委員会において指定業者が決定されたとしても、担当範囲などは現地の実情を考慮して軍政当局者が決定していたこと、建前は中央の決定ではあっても、軍政監が拒否または保留したケースがあったことなど、必ずしも一様に原則的に敵産が委託経営へ移管されるとは限らなかったことを指摘している。

敵産管理一般については、大蔵省編（1966）、大蔵省財政史室（1984、原朗執筆）の研究があるが、南方への言及は多くない。

近年では、ビルマにおけるバ・モウ政権への敵産移譲において、バ・モウ政権が確立する過程で、「自立性」をかなり発揮して、日本軍の支配下にあった敵産を現地政権が確保しようとする動きがあったという東南アジア史研究の立場からの重要な指摘もある（武島良成 2014）。

中国関内占領地における敵産管理及び処分については、柴田善雅（2006）が詳細に中国占領地の敵産処分について論じている。柴田の研究によれば、日中戦争で中国関内に進出した日本軍は、占領地の事業資産などを敵産として接收したが、日本の傀儡政権として、1940年3月30日汪兆銘政権が成立すると、接收資産についても、日本側にすべて帰属させるというわけには行かなくなり、日本の一方的な敵産処理という形をとれなくなった。即ち、1940年11月30日、日華基本条約（「日本国中華民国基本関係に関する条約」1940年11月30日調印）の「附属議定書ニ関スル日華両国全権委員間了解事項」第2条では、日本の軍管理中の公営、私営の工場、鉱山、商店などのうち「敵性ヲ有スルモノ及軍事上ノ必要等已ムヲ得サル特殊ノ事情ニ在ルモノヲ除キ合理的方法ニ依リ速ニ之ヲ中華民国ニ移管スル」となっており、一方的な敵産処理というわけには行かなかった。欧米系資産の処理についてはアジア・太平洋戦争開始後、江蘇省、浙江省、上海においては、敵産管理委員会が設置されていた。また華北では興亜院華北連絡部に中央特別資産調整委員会が設置され、敵産処理が行われた。占領地によって、華北では軍管理工場、華中では委任経営であったともいわれ、地域によっても敵産管理の在り方も異なっていたのである⁵⁾。

敵産管理の過程と敵産処理の会計的処理については、柴田善雅が明らかにしている。敵産管

理から敵産処分の過程で生じる資金の歳入と歳出に関しては「特殊財産資金特別会計」によって運用されることになった(1943年3月27日同法公布)。同会計の歳入は資産の売却、委託経営の納付金、配当金、特殊財産の貸下げなどであり、歳出は管理費用がほとんどであり、会計年度は、法律の定める期間をもって1会計年度としたのである。南方占領地(香港、フィリピン、北ボルネオ、ジャワ、スマトラ、マラヤ)の敵産評価額(1944年11月)は、104億2,641万円(各国通貨は円と等価とする)となった(柴田2002, 335頁)。ただし、本論でものべるように、敵産管理にかかわる収支が「特殊財産資金特別会計」において処理されているかといえば、少なくとも1943年3月以前の会計処理は「特殊財産資金特別会計」において行われていなかったのである。

敵産管理の在り方は、産業分野、地域⁶⁾、時期、現地占領軍によって、違ってくるのである。地域別の相違については、本稿ではあまり考慮に入れていないが、敵産管理と委託経営について、その性格を明らかにすることを中心におき、基本的な点を明らかにすることにする。

第1章 敵産管理

第1節 敵産管理の背景

(1) 総力戦と敵産管理

戦争状態にある国が、敵国の財産を没収することは、13世紀頃までは起こっていたが、国家間の経済活動が盛んになると、敵国人の財産についても相手国が加害行為に及ばないかぎり没収はせず、「相互主義」により敵産の保全がおこなわれるようになった。また、15世紀に入ると敵国人の本国退去を保障する「恩恵期間」が設定され、自国に戻ることも互いに認められることになった。しかも、帰還期限も次第に長期化するようになり無期限となった。こうして、近代においては、戦時における敵国人の私有財産権が尊重される原則が確立するようになったのである(大蔵省編1966, 161～164頁)。

しかし、総力戦となった第1次大戦は、経済活動それ自体が戦争の勝敗を決定する重要な要因となってくると、私有財産権の尊重ということではすまない事態が発生するようになったのである。つまり、自国内の敵国外国人の自由な活動を放置することは、勝敗の帰趨を決定する一つの要因にもなりかねないことになった。帝国主義段階における資本輸出が大規模に展開されるようになれば、自国の在外資産を保障するために敵対する相手国の自国内財産を留置しておくこと、戦争の局面の如何によっては自国内の敵国財産を自国戦力として利用することが要求されるようになったのである。総力戦体制は、敵産の私有財産権の尊重という成立してきた原則とどのように調整するかが大きな課題となってきたのである

敵国財産を没収することはしないが、敵産の保管人を任命して事業を管理したり、事業活動

の結果、敵国財産から得られた配当や利子を保管人が管理して、敵産の管理費用は収益から差し引いて、保管して置くなどの措置が取られるようになった。没収という私有財産の剥奪ではなく、総力戦という現代的戦争との矛盾を調整する措置が考案されるようになったのである。1919年パリ会議で、敵産の清算が認められようになると、イギリス、フランスなどでは、敵産の清算がおこなわれたのである。第1次大戦のイギリス、ドイツ、フランスにおいてとられた措置が第2次大戦でも援用されるようになった。

(2) 敵産管理法の制定

敵産管理については、日米関係が悪化し、対米資産の凍結がおこなわれたことに対応して、1941年7月28日「外国人関係取引取締規則」（大蔵省令第46号）が交付され、1941年12月22日には敵産管理法（昭和16年法律第99号1941年12月22日公布施行）が公布施行された。

敵産管理法の目的は、以下のようなものであった⁷⁾。

- ①本邦の財産が損害をうけたとき、これに対する賠償の担保を保全すること
- ②本邦財産に対して敵国の取扱いに応じて、機宜の措置を取りうるようにすること
- ③敵産を本邦経済力の増強に資するように統制活用すること
- ④敵産に関する権利義務関係を明らかにすること

敵産管理は、私権尊重という建前から国家の直接管理ということは回避し、国家は常に管理人を監督するという方式をとった。工場事業場については、同業の適任者から選任していたから、実際上は、同業者は、敵産管理によって新たな事業拡張の恩恵に浴することになった。勿論、管理人とはいえ、財産の保全運営を主な内容としており、無償処分、損壊等は規制されていた。しかし、「管理目的に反しない限り、管理人の管理財産に関する行為はなるべく広い範囲で自由にするように措置を講ずる」となっており⁸⁾、管理人の敵産設備に関する経営の裁量はかなり認められていた。また、敵国私人の財産には私権尊重の建前から相手方が本邦側財産に対し暴戾な態度をとらない限り、没収等は行わないとしていたのである。

1941年12月24日、大蔵省告示585号によりイギリス（インドおよびイギリスの海外領土）、アメリカ（フィリピン連邦および米国の領土全体）を敵国と指定した。1942年1月16日、大蔵省告示12号によりオランダ、蘭領インドを敵国と指定した。

日本軍が東南アジアを占領したことにより、1943年3月1日、フィリピン、香港、英領ボルネオ、ビルマ、マライを敵国から削除した。これらの地域は日本の支配権の及ぶ地域であり敵国とはならないことになった⁹⁾。

第2回敵産管理委員会（1942年1月22日）においては、「本邦の戦争経済の運営上、積極的に利用すべきもの（重要製造工業等）は、その事業や営業を政府は指定する。その措置がとられたばあひは、これらの事業や営業を売却したり、賃貸したり、またその経営を委託したりする。また、場合によっては、その事業や営業に対する敵国人の出資について売却を命じたりし

て、これを本邦側の資本または経営に移す」(高石, 上, 179 頁)としていた。つまり、敵産については、政府が指定すれば、容易に日本企業の委託経営または所有に帰することも可能であった。

ただし、外地に対する本問題についての敵産管理法の適用については、勅令で施行するということになっていたが、「支那では、我が占領地域内の敵産に対しては事実上の管理を実施中で」として、法令に基づかない軍による事実上の「敵産管理」が施行されていたのである¹⁰⁾。

開戦と同時に敵国に指定した南方(マライ, 蘭印)もまた敵国に指定されたが、占領地になり、軍政が敷かれるようになると敵国から削除された。

日中戦争期には、「押収品処理ニ関スル方針」(陸支密第 906 号, 1939 年)が出されて、中国大陸においては、この方針に基づいて敵産(押収品)の処理がおこなわれていたといわれる¹¹⁾。

「作戦地域内ニ於ケル敵産処理規程」(1942 年 2 月 1 日)ができる以前においては、「戦利品規則」(1904 年陸達 59 号)、「戦利品整理規程」(1904 年陸達 87 号)、「戦利品処理要領ニ関スル件」(1941 年陸支密第 3727 号)などは主に動産を念頭においており、鹵獲した物品に関するものであった。不動産に関するものとしては、「押収品処理ニ関スル方針」¹²⁾が日中戦争期には提起されていた。日中戦争期における不動産処理については、ハーグ条約など国際条約をそのまま適用することは「事変ノ性質ニ鑑ミ不適当」とされ、「押収品処理上ノ實際的必要ニ鑑ミ敵性ヲ有スル支那側動産不動産ヲ自衛上必要ノ限度ニ於テ押収利用又ハ適宜処分シ或ハ地方良民福祉上緊急已ムヲ得ザル場合之ヲ利用シ得ル如クソノ処理方針」(「押収品処理ニ関スル方針」)を定めた。しかし、中国大陸における敵産処理は、傀儡政権たる維新政府、中華民国臨時政府を公認するという日本の立場からすれば、敵産を日本のものとして没収することは、外交上からも調整を必要とする事項となっていたのである。戦線が拡大する中国大陸における私有不動産についても、すでにこの方針が定められる以前から軍は事実上私有財産を没収しはじめていた。すでに不動産のいくつかは軍の管理におかれていたことを認めていたが、それについては「緊急ノ所要等戦争ノ為直接必要ナル軍需品ヲ軍ニ於テ自ラ生産スル為使用スル場合以外ニ於テハ総テ不在者工場ヲ軍ニ於テ為政者ニ代リ管理運営スル見地ニ於テ処理ス」と苦しい解釈をして不動産の事実上の軍管理を合法化したのである。国有不動産が明確なものは「軍ノ用益権」を行使して管理運営し、それ以外の(軍閥所有のものなど)不動産は「不在者工場」として軍が為政者にかわって管理していると理屈をつけたのである¹³⁾。

(3) 南方占領地における敵産管理

南方占領地は、敵産管理法は適用されておらず、各地域の軍およびその軍政監部が敵産管理、処分を行っていた。そこにおいては、ハーグ条約で規定されたような原則は必ずしも十分

に適用されていなかった。具体的に南方における敵産管理について検討してみよう。

アジア・太平洋戦争の開始とともに、東南アジア方面へ進出した日本軍は、占領地の欧米系及び現地企業の工場事業場を敵産として管理・処分する必要にせまられた。この占領地の敵産管理の問題については、太田弘毅（1982）に詳細に規定が掲げられ、検討されている。したがって、太田弘毅（1982）の論文により、陸軍中央及び政府の占領地の敵産についての行政方針を整理しておこう。

「作戦地域内ニ於ケル敵産処理規程」（1942年2月1日、陸軍密第334号）¹⁴⁾が占領地における敵産処理の方針を定めたものである。作戦地域内においては、軍司令官は敵産を押収または「没収」することが出来、押収した敵産は売却またはその他の処分ができることになっていた（第5, 6, 7条）。重要な敵産の処分については、陸軍大臣の認可を受ける必要があるが、軍司令官の認可によって、敵産の処分がかなりの部分可能になる内容であった¹⁵⁾。

敵産の取り扱いは「作戦地域内ニ於ケル敵産処理規程」の別冊の「占領地域内ニ於ケル押収工場、事業場等ノ軍管理要領」¹⁶⁾によって行われることになっていた。敵産及び敵性政権に属する要人所有のものは軍が管理し、公有私有のものは所有者にかわって軍が管理することが可能となっていた。軍直営の工場事業場は、部隊の直営とし、敵産の委託経営は軍への決算報告義務及び利益処分が管理・監督された。敵産の処分については、公有、私有のものは、「将来情況カ許ス時期ニ於テ邦人資本ヲシテ代位セシムルカ若ハ原所有者ニ対シ概ネ軍管理頭初ノ資産ヲ移シ邦人資本トノ合弁タラシムル如ク指導ス」（「占領地域内ニ於ケル押収工場、事業場等ノ軍管理要領」となっていたから、日本資本への敵産の処分における優越性を前提にして、明らかに敵国または敵性国家の押収資産の所有権を大きく損なう内容になっていたのである。

敵産管理法は敵産管理の一般法として、敵産の管理運用を積極的におこない「従来ノ国際法ノ觀念ヨリ拡張セル見解」¹⁷⁾とされていたが、「作戦地域内ニ於ケル敵産処理規程」は、「従来ヨリ一層積極性ヲ持タシムル必要」があつて制定されたとしているのである。

(4) 南方軍の現地における敵産処理

南方軍総司令部「南方軍経済施策要綱」（1942年1月31日）¹⁸⁾では、方針、要則、企業、集貨配給及交易、輸送、帝国民ノ進出、資源ノ調査研究、敵対性国家経済圧迫、現地自活にわれ、付録として「南方軍押収工場事業場ノ軍管理要領」、「南方取得物資船舶輸送事務規定」がついていた。南方占領にともなつて、「帝国臣民ノ確固タル地歩ヲ確立シ大和民族永遠ノ発展ヲ計リ以テ皇謨ヲ翼賛シ奉リ世界福祉増進」につとめ、そのための重要国防資源の確保と「大東亜自給態勢」を確立することを目指した。そして、企業を、1、既存又は新規の邦人企業、2、公有又は私有の日本軍に協力的な第三人企業（「日本軍協力的企業」とする）、3、押収工場事業場、4、公有または私有に属するが所有者不在のため操業を中止している企業に分類し、3、4については、「南方軍押収工場、事業場等ノ軍管理要領」（「南方軍経済施策要綱」1942年1

月 31 日の付録として添付) によることが定められた。1 については、既存法人企業者または指定した法人企業者に経営させる。2 については、拡充は認めないが、必要なものはさしあたり、当該経営者の所有資金、資材の限度において企業の続行を認めた。「日本軍協力的企業」の設備投資などは、当該経営者の自己の経営資源の範囲内の経営が認められたが、経営の拡充は認められなかった。

「軍政総監指示」(1942 年 8 月 7 日、軍政資料 no, 20, 岩武下, 610 頁) は南方占領地の軍政の基本方針を定めたものである。そこにおいては、敵産の具体的な管理と処理の内容が規定されていたが、それは中央の方針とは相違している点があった。

敵産処理については、「作戦地域内ニ於ケル敵産処理規程ニ関スル件」(1942 年 2 月 1 日陸軍密第 334 号) によるとなっていたが、南方軍政の基調は次の 3 点にわたるもとの規定されていた。

- 「一、従来ノ国際法規ニ拘泥スルコトナク 敵国ノ国有及公有タリシモノハ帝国ノ国有ニ又私有タリシモノト雖モ所要ニ応シ帝国ニ帰属セシムル如ク措置シ之ヲ適切ニ運営ス
- 二、敵産処理方法ハ産業ノ生産性ヲ阻害セサル如ク慎重ナル考慮ヲ払フ
- 三、敵産事業ノ経営ニ広く国民ガ参与シ国家ノ総力ヲ挙ケテ南方経営ニ当ルノ理念ヲ構成スル経営形態ヲ採リ且戦争ノ犠牲ニ対スル利益ノ均霑ヲ図リ一部資本家ニ利益ヲ独占セシメサル如ク措置ス」(軍政総監指示, 1943 年 8 月 7 日, 軍政資料 no, 20, 岩武下, 610 頁, 下線は筆者)

ここで重要なことは、国際法規(即ち、ハーグ条約)に拘泥することなく、所有権を篡奪し、軍が敵産を措置するという極めて乱暴な手法を当初より明らかにしていることである。ハーグ条約¹⁹⁾ 第 46 条においては、家の名誉及び権利、個人の生命、私有財産並びに宗教の信仰は尊重されるべきことが規定され「私有財産ハ、之ヲ没収スルコトヲ得ス」となっている。第 47 条では掠奪は厳禁となっていた。こうして占領地における事業財産については、国際法規に「拘泥スルコトナク」実行することが指令されていたのである。

大本営政府連絡会議決定案「帝国軍ノ作戦地域内ニ於ケル敵国及敵国人財産ノ処理運営ニ関スル件」(1942 年 9 月 28 日, 参謀本部編 1987 下) では、敵産は押収することになっており、公的な資産や日本に敵対するために使用された財産は没収することが定められた。押収した敵産は「帝国ノ管理ニ附シタル上換価処分(名目価格)」して帝国に帰属させるということになっていた(参謀本部編下 146 ~ 148 頁)²⁰⁾。この文書には付属文書「占領地ニ於ケル敵国ノ国有, 公有及私有財産ノ押収, 没収及使用ニ関スル国際法上ノ原則概要」が添付されており、ハーグ条約に基づいて処理されるべきことが謳われている。しかし、前述のように、実際には、南方現地では、ハーグ条約に拘泥することなく処理されるように指示が出されていたのである。

戦後大蔵省の編纂した大蔵省編(1966) 戦時編でも「原則として敵産を売却処分に附するこ

とにした昭和一七年の大本営政府連絡会議の決定は国際法上問題を含む」と総括していることから、戦後日本政府自体もこの換価処分の原則は問題があったと指摘している²¹⁾。南方軍政は、大本営政府連絡会議決定よりさらに踏み込んだ敵産管理・処分を実行していたのである。

敵産処分の受け皿としては、「特殊財産資金特別会計」²²⁾が設置されて、換価処分された結果、支払われた金額が特別会計に受け入れられていった（柴田善雅 2002, 301 頁）。しかしながら、現地においては、この大本営政府連絡会議決定すらも反故にされ、国際法規の逸脱が奨励されていたことになるのである。

(5) 敵産処分についての考え方

第 25 軍軍政監部「占領地内敵産管理運営ニ関スル基本方策」（1942 年 9 月 8 日、明石陽至編解説 1998 第 4 巻所収）は、第 25 軍の軍政監部の敵産管理についての考え方がよく表れた文書である。敵産は戦費及び「戦力ノ培養」のため本国財政に繰り入れ、敵産元本を戦時公債の償却財源とし、国民全般に総力戦体制への参加の意味をもたせるようにする。敵産は特定の個人に移譲することなく、「公企業団」を組織して、公企業団が事業場を管理するという構想を提起した。業種別地域ごとに結成された公企業団は株式を発行し、株式の払い込みはすべて公債によるが、株式には議決権が与えられておらず、占領地経営に参加する権利のようなものとする。利益は一定の内部留保の外は、すべて国庫財政に繰り入れる。公企業団の管理は国家がおこない、監督は現地軍が一元的におこなうものとする。この「基本方策」は「現地ノ意図ヲ明カニシ」たものであり、現地の敵産管理の根本的対策が確定していない中で、提起されたものであった。

しかしながら、第 25 軍の中でも意見が一致していたわけではなく、第 25 軍の田辺俊雄参謀は「基本方策」に示されている公企業団構想に真っ向から反論し、国債を株式と交換することはかえって財閥に株式を与えることになるとして、敵産を民営化して効率的経営を展開することを主張した。すなわち「各企業ニ就テハ能率的生産的経営ニ重点ヲ置き各地域別ニ各企業担当者ニ対シ当分ノ間応分ノ委託経営ヲ行フト共ニ国家ハ適時適切ニ之ヲ統制指導シ以テ各業者ヲシテ国家代行機関タル立場ニ於テ経営セシムル如指導スルヲ適当ト認ム」（田辺俊雄参謀「敵産管理運営ニ関スル基本方策ニ関スル意見」1942 年 9 月 28 日、明石陽至編解説 1998 第 4 巻所収）²³⁾という極めて現実的な案を提起したのである。

結局のところ、田辺参謀の意見が敵産管理処分の基本の方針となり、「占領地内敵産管理運営ニ関スル基本方策」は一部が取り入れられているかたちとなって、敵産管理処分はおこなわれていったのである。

南方軍政総監部「敵産処理ニ関スル試案」²⁴⁾では、敵産として押収した資産をどのように処分すべきか議論している。①帝国の国力増進、軍備拡張に資する、②資本家の利益に偏らず

国家目的にそうようにする、③戦傷死遺族の後援扶助、④帝国の財政への貢献など 4 つの基本的方針で処理することが謳われていた。そして、第 1 案全敵産を適当な時期に換価払い下げ民間に譲渡する案、第 2 案主要敵産を国有とし国家また公的機関が自ら経営する、第 3 案主要敵産を国有としたまま「国策革新機構」または民間指定会社により経営する、第 4 案主要敵産を半官半民の所有とし経営を「国策革新機構」または民間指定会社にゆだねるというものであった。それぞれの利点や問題点を指摘して検討を加えているが、敵産管理・処分については、財閥等に対する利益の集中を回避しながらいかに効率的に敵産を利用するかという基本的視点は明らかである。中小工業は第 1 案の換価払い下げで、鉄道通信専売事業などは第 2 案で自らが所有管理する、大部分は第 3 案でゆく、一部は第 4 案でゆくとなった。主要敵産は第 3 案の国有民営方式によるのがよいとしている。民間企業を指定して所有権は国家が持つことで、統制をきかせるという方式を採用しようとした。

中国大陸占領地には「敵性企業の管理に関する布告」(1942 年 3 月 30 日)(中央経済法研究会 1943, 44～45 頁)により軍の最高司令官が敵産管理人を指定し経営を委託するという形をとって、敵産を事実上日本の企業に経営させていた。南方占領地にも基本的にはこの方式が適用される例が多かった。

南方占領地においては、形式的には日本は戦勝国としてふるまっており、敗戦国民(イギリス人、オランダ人など)は、戦勝国政府に賠償を直接請求する権利はなく、自国政府より損害の賠償を受けるという考え方も成立していたのである(中央経済法研究会 1943, 9～13 頁)²⁵⁾。従って南方占領地においては、敵産というものがかなり恣意的に日本軍に処理されていた可能性が高いのである。例えば、敵産管理法を解説した文献によれば、工場事業場を同種会社に売却して、同種会社の所有とし、売却代金は戦争終了後に受領できることにすれば、問題はないとする考え方も提起している(中央経済法研究会森敦 1943, 65 頁)ことから、私有財産を国家の所有とし、恣意的に処分することは通常おこなわれていた可能性を否定することはできない。

戦局が悪化した時期に出された「軍政施策ニ関スル指示」(1944 年 1 月)²⁶⁾では「敵産ハ皇軍将兵ノ尊キ血ヲ以テ取得シタルモノニシテ挙ケテ戦力増強ニ利用スヘキモノナルヲ以テ管理ニ方リテモ右ノ趣旨ニ副フ如ク事務ヲ進捗セシムルコト必要ナリ」としたうえで、関係部局と敵産管理部局との連絡を密に進め、敵産処理において「紊乱」のないようにするよう指示が出されているにすぎなかった。ハーグ条約などに謳われていた、占領地における私的所有権の尊重などは触れていなかったのである。したがって、敵産管理、敵産処理が上記のような観点から行われたとすると、それはきわめて乱暴なものになったことは推測に難くない。

(6) 敵産処分

敵産を調査し、評価することが最初に行われなければならないが、それは「敵産調査要領」

「押収敵産評価要領」「押収敵産ノ基準評価ノ設定ニ関スル件（次官通牒）」「押収敵産基準評価額設定要領」²⁷⁾などの文書において明らかにされている。これらの文書が実際の敵産処分のやり方を示したものである。敵産調査の進行は、1943年6月末軍司令官は第1次報告を陸軍大臣宛てに提出し、半年ごとに報告したうえで、1944年6月末には終了することになっていた。「押収敵産評価要領」では、敵産の評価は現地の時価を原則とするが押収時の敵産帳簿価格に「適正ナル修正」加え、さらに物価変動率を勘案して決定するとなっていた。原則として、一応建設当時の物価と開戦直前の物価の比率を求めて、それに調査当時の物価を「適当ニ」参酌決定するとなっていた。さらに敵産の評価は復成式評価と収益還元法評価も適宜実施するはずであった（「押収敵産評価要領」）。しかし、「簡易迅速ヲ期スル為」「敵産ノ種類ニ応シ各地域ニ於ケル基準評価額ヲ設定シテ」実行することになったのである（「押収敵産ノ基準評価ノ設定ニ関スル件（次官通牒）」）。次官通牒に添付された「押収敵産基準評価額設定要領」によれば、各地域において各財産について等級（段階）ごとに基準評価額をさだめて、評価することになっていた。例えば、事務所、工場、倉庫などの場合は、種目ごとに経過年数に応じて5段階にわけて、評価することになっており、収益、利益、資産価値などは個別には殆ど考慮されないことになったのである。

より問題となるのは、為替相場が現地通貨公定為替相場で換算されて評価されていたことである。現地通貨と円との為替相場は既に実態と公定相場とは大きくずれており（円が過大に評価されている）、実際にはかなり低い現地評価額が出現することになった。ハイパーインフレの進行も十分考慮されていなかった。

軍政監部のなかには、敵産管理部が置かれ、敵産管理と敵産処分が執行されていた。各地によって進行ややり方に若干の相違があったと思われるが、マライを中心に検討してみよう。昭南軍政監部「昭南軍政監部執務規定」（1944年4月15日、アジア歴史資料センター Ref.C14020666200『比島軍政庶務規定』所収、防衛庁防衛研究所）によれば、軍政監部のなかには、総務部、財務部、産業部とならんで、敵産管理部が設けられていて、敵産の管理利用及び処分、敵産の調査及び評価、敵性金融機関の清算、特殊財産の処理などの行政業務が行われていた。そして、1944年末には敵産処理はほぼ完了していたようである²⁸⁾。

「総務部長会議席上敵産管理部長説明要旨」によれば、軍の作戦に必要なものにかぎり、軍隊（部隊）の直接管理とし、「作戦上必要ナラサルモノハ成ルヘク軍政機関ノ管理ニ移ス方針ニシテ又軍政監部直接管理ノモノハ出来得ル限り民間ニ委託スル様措置スル趣意ナルヲ以テ各軍ニ於テモ此ノ目的ニ向ヒ一層ノ努力」²⁹⁾するように指示したのである。

南方軍の敵産管理要員としては、ビルマを除いても、1944年3月現在で軍政監部だけで16万5千件以上の敵産³⁰⁾について、332名で評価、管理する体制であった。ビルマの敵産管理兼務者61名、嘱託89名をのぞくと、わずか実質182名で管理するという状況であり、管理

及び評価にかかわる人数が不足していた。州庁における実務者は 1～2 名に過ぎない状態であった。従って、これらの要員不足もあって、企業による委託経営に任せることが必要であったのである。その上、様々な資産を有効に運営してゆくうえで、専門的知識、情報をもっている企業に委ねない限り、管理そのものができなかつたのである。

「総務部長会議席上敵産管理部長説明要旨」(1944 年 3 月, 注 29 参照)によれば,

「敵産払下ハ慎重ニ考慮スベキ問題ニシテ、茲ニ諸般ノ政策ヲ勘案シ一応戦前価格ノ二倍ヲ基準トシ適正価格即チ軍ニ於テ決定セル各種最高販売価格アルモノニ就テハ之ヲ励行シ又生産並ニ輸送ニ使用〇〇ヘキ原材料ハ成可ク生産原価ヲ低カラシムル為メ未タ使用セラレサルモノハ戦前卸売価格又ハ帳簿価格ニ拠ルヘク既ニ使用セラレタルモノハ製品代価ニ算入セラレタル原価相当額ヲ以テ処分価格ト為スノ方針ヲ樹立セリ今後ハ各軍ニ於テモ右方針ニ基キ具体的価格ノ決定ニ粗漏ナキヲ期セラレ度」(〇は判読不能, 下線筆者)と敵産管理の実態を述べている。

マライでは、戦前卸売価格の 2 倍を基準としたが実際には戦前価格の 3 倍となったといわれている。しかしながら、マライの物価指数は、1941 年を 100 とすると、42 年 12 月 352, 43 年 12 月 1,201, 敵産管理部長の説明した時点 44 年 3 月, 2,922 となっていた³¹⁾。敵産処分の価格は、著しく低いものであったことは明らかであった。敵産をいわば現地ではただ同然で払い下げられることが期待されていたことになる。敵産の払下げになったとすれば、企業にとっては、極めて有利な資産の獲得となっていたのである。マライ以外の地域でも同じようなことが起きていたのである。軍もこうしたことに気づいていたが、これらについては全く考慮されなかつた。

敵産の処理は、物価上昇をほとんど考慮しない乱暴な払下げ価格であった。没収した資産(没収金, 押収金, 押収敵産処分代金, 敵性債権取り立て金など)は、「臨時軍事費」の軍資金歳入に組み入れたもの、「軍政会計」に組み入れたものなどが混在していた。また委託経営のうち、敵産企業の原材料製品は消費済で代価決済がおこなわれなままになっているが厳正に調査できなかつた。遡及して「規整スルニハ財源難ノ為メ戻入ヲ為シ得サルコト、帳簿ノ整理完全ナラサルコト等各種ノ困惑スヘキ事情アルヘキモ可及的ニ此等資金ノ別途積立ヲ励行シ将来特殊財産資金特別会計ノ実施」(「総務部長会議席上敵産管理部長説明要旨」1944 年 3 月)のためにも早急に敵産会計の確立が必要であるとのべている。1943 年 3 月、敵産処理の受け皿として「特殊財産資金特別会計」が設置された³²⁾。柴田善雅によれば、南方占領地においては敵産の特殊財産資金特別会計による買い上げは実施されなかつた(柴田善雅 2002, 337 頁)。

整備された敵産に関する会計原則が確立しないまま、軍が敵産を没収し、処分したといわれても仕方のない状況であったのである。収益についても、原則がないまま、それぞれ臨時軍事費や軍政会計にバラバラに振り込まれるという杜撰なものであった。

第2章 南方軍政下の委託経営

第1節 委託経営の性格

南方軍政下、敵産企業の最も重要な形態は委託経営であった。軍は、自分の必要とする事業以外の敵産企業については、暫定的に民間企業に委託するほかなく、敵産はかなりの部分が委託経営となったまま、敗戦をむかえたのである³³⁾。

南方軍に対しては、陸軍次官から「敵産企業ノ委託経営ニ関スル件通牒」（1942年7月16日、陸軍次官より南方軍総参謀長黒田重徳宛³⁴⁾）が発せられている。これは陸軍が南方進出企業に対して依命通牒したことを南方軍総参謀に送ったものであり、敵産企業の委託経営の方針と実態を反映したものとなっていると考えてよい。

「追テ重要ナル敵産企業ハ帝国ノ戦力ヲ培養シ戦後ノ敵側復活ヲ封殺スル為、抜本的ニ処理セラルルモノトシ悉ク帝国ノ帰属ニ移ス様措置セラルヘキハ勿論ナルカ企業ノ種類ニ応シ国有又ハ其他適當ナル運営主体ヲ考慮セラルルコトアルヘク現下ノ委託経営ハ民間企業者ノ企業心ト報国ノ念トニ信頼シ国家ノ代行機関的的使命ヲ付与シテ其技術ト経験ト組織トヲ十全ニ活用セントスル暫定的措置ナルコトヲ特ニ諒承相成度申添フ

尚軍ノ敵産管理ハ陸軍大臣区處ノ下ニ現地軍司令官之ヲ実施スヘキニ依リ会社側ハ広汎ナル権限ヲ現地責任者ニ附与スルト共ニ常ニ現地軍ノ要求ニ従ハシメラレ度尚本社ニ於テハ現地ニ於ケル開発ニ萬幅ノ支持ヲ与フル様全社ヲ挙ゲテ協力セラルルト共ニ絶エス陸軍省トモ緊密ナル連絡ヲ保持セラレ重要ナル事項ハ努メテ早期ニ報告スル様措置相成度為念」（陸密第2547号「敵産企業ノ委託経営ニ関スル件通牒」1942年7月16日、陸軍次官より南方軍総参謀長黒田重徳宛、明石陽至編2004、第2巻所収）

- ①敵産企業は帝国の戦力を強化するため、または敵国の戦力を殺いで復活を阻止するための資産と位置付けていた。しかし、敵産を接收しても、ゴム、錫などは欧米向輸出先を失って現地在庫が増加し、帝国の戦力化は実現せず、実際には連合国の南方からの輸入資源を遮断する意味しかもっていなかった。
- ②敵産管理は、陸軍大臣の権限であり、したがって責任も陸軍大臣であり、それを軍司令官が実施することとなっていた。
- ③敵産企業はすべて国家所有に帰属し、それを民間企業に委託する。委託経営は国家代行機関であると位置づけた。
- ④委託された企業に対しては、企業家精神を発揮して効率性を喚起した経営を期待していた。

⑤現地の経営責任者に権限をあたえて本社は現地経営責任者に対して掣肘することのないように求めた。

⑥この措置は暫定的なものであることを明確にしていることである。ここでは、敵産の委託経営のその後の方針については、明らかにしていない。

さらに別紙として「敵産企業委託経営上顧慮スヘキ事項」をつけて、具体的な委託経営の在り方を規定していた。そこでは、経営はあくまで委託経営であって特殊権益ではないことを明確にしたうえで、財産状態の変更、事業計画、利益処分については、軍に報告し、軍の承認を得て経営することが求められた。敵産企業は、民間企業者に基本的に委託されていたが、同時に軍の厳しい管理監督の下に置かれていて、経営の自由度は制限されていた。

第 2 節 三井物産の委託経営

(1) 三井物産陸軍木造船事業の委託経営

三井物産は、1944年2月27日陸軍次官より南方甲地域、フィリピン、アパリ州における木造船用基幹部品製造の担当者企業として決定された（「南方甲地域ニ於ケル工業関係担当企業者決定ニ関スル件通牒」1944年2月27日陸軍次官より三井物産株式会社社長宛、物産 2358-72）³⁵⁾。

アジア・太平洋戦争の鍵となる輸送力による南方からの物資の還送や東南アジア占領地域内の輸送により、遮断された交通網を再構築する必要に迫られていた（山崎志郎 2016, 157～158頁）。そこで、南方地域内の輸送力を確保するため、始められた事業が木造船建造事業である。日本国内にある程度確立している産業分野においては大企業を指名したようであるが、そうでない分野などは三井物産のような総合商社に事業を委託した。三井物産は、受託経営者として、フィリピンの木造船事業に関与してゆくことになる。

「敵産企業ノ委託経営ニ関スル件通牒」（1942年7月16日）とほぼ同じ内容の文面の「陸軍軍政地域ニ於ケル木造船等ノ製造修理ノ委託経営ニ関スル件」（陸軍密第 4428 号、1944年2月推測）³⁶⁾ が三井物産に指令された。

さらに、これに対する附属文書が添付され、具体的な軍との関係が示されているのである。

「一、事業ハ軍ノ管理ニ属シ其ノ経営ヲ委託スルモノニシテ何等特種権益ヲ付与スルモノニアラサルコト

二、経営受託者ハ経営受託ノ際ニ於ケル事業ニ関スル一切ノ財産状態ヲ明ナラシメ速ニ軍ノ承認ヲ受クルト共ニ爾後ニ於ケル一切ノ変化ハ其ノ都度之ヲ軍ニ届出ツルコト

三、受託事業ニ関スル会計ハ担当者ノ固有事業ノ会計トハ全く別個ニ整理シ両者ノ混淆ヲ生セサル如ク措置スルコト

四、事業計画ハ每期軍ニ報告シ重要事項ハ予メ軍ノ承認ヲ求ムルコト

五、委託経営ニ於ケル利益金ノ処分ニ付テハ軍ノ指示ニ依ルコト

六、国家ノ必要トスル場合又ハ受託者ニ悪質ノ行為アリタル場合等ニ於テハ委託経営ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトアルベキコト但シ受託者ノ正当ナル投資ニ関シテハ何レノ場合ト雖モ尊重セラルルコト」³⁷⁾

すなわち、委託経営は本社とは別会計で処理することが求められていること、経営の変更、利益金の処分、経営状況の報告が義務づけられていること、投資について認められていること、委託経営は軍が必要とする場合は一部または全部の取り消しがありうること、などが規定されていた国有民営事業であった。

(2) 三井物産の海軍委託経営

三井物産は、海軍より、1944年4月27日セレベス島マカツサルの塗料製造事業担当者指令をうけた（官房南機密8号、1944年4月27日）³⁸⁾。「委託経営ニ関スル指示事項」は基本的には陸軍のものと変わりはないが、次のような投資補償の条項が入っているのが特徴的であった。

「今後ノ事情ニ変更アリタル場合ニ於テハ本指令ヲ変更シ又ハ取消スコトアルヘキコト変更又ハ取消アリタル場合ニ於テ海軍ハ其ノ社ノ既投資ニ就キ経費ノ実績ヲ勘考シ妥当ナル評価ニ拠リ補償ヲ為スノ外特ニ補償ノ責ニ任セサルコト」³⁹⁾

海軍の場合、投資に対して補償事項が何故つけられたのか、陸軍の場合には、こうした項目がないのか、はつきりとは分からない。海軍の場合は委託経営について、投資補償が明記されていた場合があったことは確かである。

一方陸軍の場合は、「正当ナル投資ニ関シテハ何レノ場合ト雖モ尊重セラルルコト」⁴⁰⁾（前掲「陸軍軍政地域ニ於ケル木造船等ノ製造修理ノ委託経営上準拠スヘキ條項」と述べているにすぎなかった。

これは、陸軍と海軍の差であるのかどうか、一般化することはできないが、一時、一部の委託経営についての投資補償条項についている場合もあったことは確認することができる。

第3節 企業の主体的進出

軍の要請により、企業が南方進出したことも事実であるが、全ての企業が、軍の命令で従属的に或いは強制されて進出していたとは言えない。特に有力な大規模鉱業資源開発などは、企業の主体的な進出意欲は極めて高かったといえる。それを示しているのが「南方ニ対スル事業進出希望等申出調」（其ノ1）（1942年1月31日）⁴¹⁾である。同資料によれば、各社が単独で或いは別の社と共同で、企画院に対して希望書を提出している。それは、新しい鉱区の開発許可ばかりでなく敵産の委託経営を希望しているものもある。中にはマライ半島東端のボーキサイト開発を野村合名野村鉱業が開発希望を出していたが、「既ニ石原産業ニ対シ開発担当者ノ内命アリタリ」としており、有力鉱物資源にはついて、開発担当を得るための企業間競争が存在

していたことを物語っている。また、「内命」という形で、シンガポール陥落以前にマライのボーサイト資源の開発許可がおりていたという異様な状況さえ生じていたのである。

企業が自ら、南方の欧米企業の工場事業場を個別に指定して、委託経営を希望していた日本油脂の場合を見てみよう。日本油脂は、「南方占有地域ニ於ケル油脂資源ヲ確保シ併セテ英米敵国人ノ経営ニカハル油脂工場ヲ接收ノ上豊富ナル経験ト技術トヲ以テ総合経営ヲナシ本邦油脂ノ自給ヲ企図致度候」⁴²⁾と委託経営の希望を提出した。

「接收後ノ経営方針」として、技術者を本社から派遣し接收工場の雇用も守ること、設備を修理して使用し内地より設備移転をはかること、「軍政解除後ハ其儘払下ケヲ受ケ政府ノ方針ニ順応シテ適當處理」すること⁴³⁾を明確にしていた。

さらに、イギリス、オランダなどが経営する工場のうち「接收セント希望スル工場」の膨大なリストを作成し、経営者、資本金、所在地、製品などを個別に列挙しているのである。蘭印：搾油工場 3、石鹼工場 3、塗料工場 2、フィリピン：搾油及び油脂工場 2、塗料工場 3、マライ：コプラ工場 1 これらの工場リストを提出して敵産工場の委託経営の希望を出している。

日本油脂がどのような接收希望工場をあげていたのであろうか。蘭印などの油脂工業（搾油、石鹼などの加工工業）の近代的な大規模工場は、欧米系資本（ユニリーバ、プロクター・ギャンブルなど）によって営まれるほかは、極めて零細な現地住民の搾油・加工業が存在している。ところが、第 2 次大戦とともに、これらの工場は油脂原料、加工品の欧米への輸出依存度が高かったために、苦境にたたされていた。そこに、日本軍の進出による軍政が敷かれることになった。日本油脂はこうした状況を打破して「画期的振興」をはかることを軍部に提案して、同社は南方への油脂工業の進出を計画したのである⁴⁴⁾。

南方への日本企業の進出は、軍部の推奨や強制があったこともあるが、自らの主体的な企業的意思決定で進出した場合もあったのである。

第 3 章 軍政下の企業統制

第 1 節 企業統制の対象と範囲

企業に対する統制としては、マラヤ、スマトラ地区において「企業取締令」（富政令第 16 号、1942 年 11 月 19 日）「企業取締令施行規則」（富政令第 13 号、1942 年 11 月 19 日）⁴⁵⁾ が、公布施行された。それによれば、

- ①軍政下における企業の開設（継承）・拡張は軍政監または地方長官の許可制となった。
- ②許可を受けずに、企業を開設・拡張した場合には、懲役または罰金が課される。
- ③ただし企業取締令は、「軍ノ指定シタル企業担当者」には適用されなかった。

④軍政監は必要と認めるときは設備または運営について報告をもとめ、係官が調査をする権限をもっていた。帳簿の臨検もまた係官はおこなうことができた。

⑤ 1942年2月16日以後企業を開設または拡張したものにこの両令は適応された。

企業取締令においては、次のような運用上の方針をもっていた。「企業ノ新規又ハ拡張ノ許可ニ当リテハ固ヨリ企業ノ^(ママ)保育、取締等ニ際シテモ亦常ニ邦人企業ヲ優先的ニ考慮シ、将来邦人ニ依ル各種業界ノ指導権ヲ把握セシムル如ク措置スルコト」⁴⁶⁾となっていたのである。すなわち、企業取締令は、邦人企業による現地企業の経営権の拡大ないしは奪取を目指したものであった。

マヤラにおける企業取締令は、厳格なものであり、軍の指定以外の現地企業などの自由な企業活動の余地は著しく狭められることになった。

第2節 南方経営と経理統制

(1) 南方事業に対する考え方

軍政下に進出した企業に対する統制は、内地の統制とはその在り方は異なっていた。南方開発金庫が編纂した調査資料中の「南方における経理統制」⁴⁷⁾においては南方に対する経理統制の考え方について、4点にわたって指摘している。

①内地の「高度ノ戦時統制経済ヨリ逃避セルモノ一攫千金ノ対象タラシムル如キハ断シテ許サレルヘキテハナイ」として、南方への統制逃れのための進出企業に枠をはめることを目指した。

②国家目的達成のための事業経営を追求することをめざした。

③「個別経営ノ実体ヲ公明ニシソノ公的性格ヲ闡明」にして計画経済の実現をめざした。

④「非能率的欠陥ヲ剔快シテ之ヲ抑制シ而モ生産意欲ヲ刺激スル」ための経営計算を実現することをめざした。

内地の厳しい統制逃れの動機から南方進出をはかる企業経営を規制し、生産性を上げながら国家目的を実現する企業経営を南方において展開しようとしたのである。同時に、リスクの大きい南方の企業経営を促進するためのインセンティブ政策を導入した。

南方軍政総監部通牒として、4つの規程が1943年6月30日発令された⁴⁸⁾。南方事業一般に対して出された「南方事業経理統制令」（1943年8月1日施行）⁴⁹⁾は、南方占領地域における本邦人⁵⁰⁾の民間事業⁵¹⁾（委託経営も含む）に対して適用されたもので、包括的内容をもっていた。「南方事業経理統制令」の「南方事業」とは、委託経営事業と分離して規定されているもので、本法令が施行地域の邦人が経営する事業をさしており、施行令地域内に本店または主たる事務所を有するもの、海軍主担任地域外に本店又は主たる事務所を有しているが、陸軍の主担任地域にも本店又は主たる事務所を有している事業を対象としていた。南方事業（施行令

の地域内の民間事業経営をいう)の利益金の処分、償却などの経理については「南方事業経理統制令」により、委託事業については別の「委託経営事業経理統制施行令」による。「南方事業経理統制令」は、利益の 20 分の 1 を準備金として積み立てるという具体的な規程が盛り込まれており、準備金、積立金、利益処分の運用は軍政監命令によっておこなうことになった。軍政監への企業財務状況の報告義務、機密費、利益処分の報告義務などの規程が定められていた。

南方事業経理統制令第 14 条では、固定資産の減価償却をすることが義務付けられていたが、「軍政監ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ」という但書がついていた(第 14 条)。しかも「南方事業経理統制令運用方針」では、南方事業経理統制令第 14 条に関連して「固定資産ノ償却命令ハ当分ノ内為サザルコト」と規定され、同種、同規模の南方事業と著しく償却不足にあるかまたは「ソノ事業ノ基礎ヲ著シク薄弱ナラシムル虞レアリト認メラルル場合」に適当な減価償却を行うという規程になっていた。

(2) 委託経営の経理統制

次に南方軍政下の委託経営についての統制規程について検討してみよう。軍政総監部の規程と各地に出されたものでは、細部で若干の相違がある。マライに対するものやフィリピンに対するもの、各地域によって若干の相違はあったと思われるが、基本的な考え方や方針は大きく異なっていない。ここではマライ・スマトラに対して出された「委託経営事業経理統制令」(1944 年 9 月 1 日施行)「委託経営事業経理統制令運用方針」を中心に検討してみよう⁵²⁾。

①委託経営事業は製品を販売する場合に、原価+適正利益を販売価格とする。しかし、軍に納入しない場合(一般に販売する場合)には敵産の固定資産(以下「特殊固定資産」と略す)に減価償却費を加算する(第 3 条)。つまり、軍納入の場合と一般に販売する場合には販売価格に差が出てくることになる。一般納入価格は同じ製品でも軍納入よりも高くなり、減価償却費が企業の内部に留保される。しかし、軍納入の場合は減価償却がなされないことになり、固定資産は価値を維持することが難しくなるのである。

②適正売上高利益率は、経営資本(「事業」の目的に運用される資産、「特殊固定資産」を含まない:第 7 条)の 9%⁵³⁾を適正利益とさだめ、それを総原価で除した割合とする。但し、特別の理由がある場合は、「軍政監ノ許可ヲ受ケテ」別途定めることも可能であった(第 6 条)。「経営資本」とは、「委託経営事業本来ノ目的タル製造、販売、請負等ニ現実ニ運用サレタ資産(特殊固定資産ヲ含マス)ノ価格ニ相当スル資本金額」(第 7 条)をさしていた。委託経営とは、経営資本(使用総資本に近似)に対する利益が、定率で最初から決められた利益保証経営であった。

③一般向け及び軍納入品の単価は、この規定によって算定された価格とする。

④受託経営者の「収益」は、適正利益から借入金利子を差し引いた金額とする。経営資本の 9%である適正利益を超えてえた利益の 70%については軍政会計に納入する。ただし、

この利益についても「経営ノ優劣及生産増強ノ必要性等ヲ考慮シテ」軍政監の裁量が与えられていた（第12条）。

⑤「特殊固定資産」の減価償却引当金は軍政会計に納入する（第13条）。「南方占領地域委託経営事業の会計監督要綱」（第9条）⁵⁴⁾の減価償却の規定では、企業が部外（軍以外）に販売する場合は、敵産の減価償却分を含んだ価格で販売し、減価償却引当金勘定を設けて、後に軍政会計に納入することになっていた。一方、軍調弁価格に減価償却を含んだ価格で販売するという規定はなく、極めて曖昧に処理されていた。要綱の解説では次のように述べている。「本要綱には軍調弁価格には償却は算入しないと規定してないのであるから、本件は原価計算準則或はその他の経理処理規定等に於て如何様にも決定し得られるものと解せられるのであるが、規定の文理解釈としては軍調弁価格には算入しないと解すべきであらう」⁵⁵⁾。これでゆくと、①で述べたように、軍は安価に調達はできるが、委託経営の特殊固定資産の減価償却はなされないままになってしまうという問題をはらんでいた⁵⁶⁾。委託経営については、減価償却をあいまいにした資産の食いつぶしの経営に陥る可能性を内包していたのである。

⑥事業の責任に帰することができない事由に限り（「委託経営事業経理統制令運用方針」）事業に欠損が生じた場合、必要と認めるときは「欠損填補金」を補給する（第15条）。また、同種企業よりも経営の改善や原価を低減しえた場合には「報償の意味」から適正利益率を引き上げることを認める（「委託経営事業経理統制令運用方針」）。

⑦事業年度の開始にあたっては、原価を見積もった申請書を軍政監に提出し、軍政監の認可をうける（第10条）。

⑧「事業」の販売価格が市価よりも著しく高くなったときは、物価政策の見地から委託経営より当該製品を「一括購入シ適当ト認ムル価格ヲ以テ部外ニ売却」する。売却価格を統一するために、必要とするならば、製品を軍政監部が購入する。

企業は、基本式に基づいて、見積原価および適正利益計算書を軍政監部に申請し、認可を受けて、同事業年度の生産を行うのである⁵⁷⁾。

(3) 委託経営の利益率

委託経営は、利益率についてどのようなメカニズムの中にあつたのかを考察してみると興味深いことがわかる。勿論、これは理論上の問題であり、現実をそのまま反映したものではないことはあきらかである。

@ = 単価, K = 1 単位当たり原価, B = 経営資本, n = 数量, P = 適正売上高利益率,

適正利益 = 0.09B, 売上高 = nK + 0.09B

$$@ = \frac{nK + 0.09B}{n}$$

$$@ = K \left(1 + \frac{0.09B}{nk} \right)$$

軍にとっては、安価に大量に製品を入手するためには、 B をおさえ、 n 即ち量を確保することと K 原価を切り下げることによって、安価に量を確保することができるものである。そのためには、軍は n を増加させるための絶えざる恫喝 (圧迫) と K の上昇を回避するための労働者、従業員の給与の統制、物価統制が必要になったのである。適正利益の基本式は下記の通りである。

$$P(\text{適正売上高利益率}) = \frac{0.09B}{nk + 0.09B}$$

$$P(\text{適正売上高利益率}) = \frac{0.09}{\frac{nk}{B} + 0.09}$$

当該年度が、当初の見積もりと同じであれば、経営資本の 9% の利益が企業者にはいる。しかし、当初見積もりとの相違は、インフレや資材の不足のなかで、大きかったはずである。そうした中で、企業にとっては、実際利益率を上げることが必要である。当初より高い特別利益を得るには nk を小さくし、 B を増加させることである。労務者給与令 (1943 年 8 月 5 日公布, マライ)、民間事業給与統制令 (1943 年 8 月 20 日公布, 9 月 1 日施行, マライ) などにより、人件費は統制され、原材料費なども価格統制が厳しくなっていたから、 K 原価の構成要素は一定統制されていたと思われる。したがって、 nk を低く抑えることにより、適正売上高利益率をあげることができ、量の拡大を優先的に追求する必要がそれほどなかったことになる。もちろん、軍からの管理監督があり、 n 量が少ないことは故意に実行することは難しかったと思われるが、企業の量産インセンティブを刺激する方式ではなかった。企業は、南方開発金庫からの借入金を増額することにより B を拡大し、利益率をあげる傾向を見せる選択に傾斜しがちである。

B 「経営資本」とは、「事業」を本来の目的である製造、販売、請負等に現実に「運用サレタル資産 (特殊固定資産ヲ含マズ) ノ価格ニ相当スル金額」であるから、自己資本と借入金をあわせた使用総資本に近い金額と考えられる。したがって、 nk をおさえ南方開発金庫⁵⁸⁾からの借入金を増やせば増やすほど、売上高利益率は上昇することになったのである。資本効率の極めて低い乱脈な経営に陥る傾向の強い経理統制であるといわなければならない。南方開発金庫などの借入金を増やすことになら躊躇せず、企業がむかってゆくことにもなるのである。但し、南方事業の借入金利率は、4.5%⁵⁹⁾とされており、利益から借入金利率を引くと、利益率は 4.5% になった⁶⁰⁾。借入金を増やすと、利子がさしひかれ利益率は減少するが、9% の経営資本利益率が保証されているから、最低でも経営資本に対して、大凡、4.5% 以上の利益を確保することができた。委託経営事業の実際の経営資本利益率は 9 ~ 4.5% であったので

ある。しかも、自己資本の割合が少なくなれば、借入金をひいた実際の自己資本の利益率は上昇したのである。

経営資本の9%と適正利益を定めたことにより、軍は適正利益の上限を押さえようとした意図は読み取れるが、資本効率と生産効率を切り離す基本式による企業統制は量産効果を生み出すことはむずかしかった⁶¹⁾。委託経営企業は、南方開発金庫からの借入金の安易な拡大により、適正利益を引き上げ、売上高利益率をあげることが可能だったのである。

日本国内においては陸軍の調達価格および適正利益の算定には、「陸軍軍需工業適正利益率算定要綱」同運用方針⁶²⁾が、1941年4月1日より適用されているが⁶³⁾、南方企業に対するものと相違があった。「陸軍軍需工業適正利益率算定要綱」では、利益率は、育成経営の優秀性、製品の品質、事業の特殊性などを考慮して画一的に決定しないという方針をとったのと、南方委託経営とは明らかに異なっていたのである。「陸軍軍需工業適正利益率算定要綱」では、調弁価格は製品原価に原価付加利益率（経営資本利益率÷経営資本回転率）を乗じて計算される数値を適正利益としている。計算例では、8.28%となっている。つまり、「陸軍軍需工業適正利益率算定要綱」が、売上高に関連して適正利益が算定されているのに対して、委託経営は両者は切断され、南方進出企業は経営資本に対する利益保証となっているのである⁶⁴⁾。南方進出企業の委託経営は投下資本に対する利益保証という性格が強くている経営となっていたのである。

結 論

交戦中の政府間の敵国財産の問題は、ハーグ条約を日本も承認し、これに従うことを国際的にも確約していたが、敵産管理法が適用されていなかった南方軍政の下においては、ハーグ条約に拘泥することなく、敵産管理が行われた。戦前から展開していた南方における欧米系企業や現地華人経営などは、軍が直接管理することはできないことから多く「委託経営」という形で、日本の民間企業に経営が委託された。委託経営は、国家所有であり「国家の代行機関」と位置付けられ、利益処分、投資、人事権などに関して軍政の統制下に置かれていた。一方で、ハイパーインフレが進行する中で、安価な価格で敵産は没収或いは処分されていったのである。したがって、日本企業は、南方進出指定地域の専業担当者となることによる独占的利権を獲得するために、企業間競争を展開したのである。委託経営は経営資本の9%の適正利益を原価に加算され、軍が買い取る利益保証がついていたから、委託経営は日本の占領地支配が持続する限りでは、企業にとって魅力のある経営でありえたのである⁶⁵⁾。経営資本（≡自己資本+借入金）利益率は9%が保証されていたから南方開発金庫から借入を膨らませることにより、自己資本を投入しなくても、高い自己資本利益率を確保することも可能であった。南方委託経

営の経理は、国内に適用されていた「会社経理統制令」「陸軍軍需工業適正利益率算定要綱」とはことなり⁶⁶⁾、減価償却をおこなわず、売上(総原価)利益率が上昇するが、量産効果を発揮するものではなかった。南方進出のインセンティブ政策により開戦当初リスクをとっても、南方進出を希望する企業が多くなっていったが、進出企業は敗戦とともにすべての資産を喪失することに帰結した。

<注>

- 1) 軍政とは、「戦時において作戦軍が占領地で一般民衆に対し実施する統治行政」のことである。陸軍では、「軍政」とよび、海軍は「民政」と呼んだ。「南方」とは、アジア・太平洋戦争期の陸海軍の占領地域をさす。陸軍は、香港、フィリピン、英領マライ、ジャワ、スマトラ、英領ボルネオ、ビルマ、海軍は、蘭領ボルネオ、セレベス、モルッカ群島、小スンダ列島、ニューギニア、ビスマルク諸島、ガム島とされた。軍政を敷いたのは、甲地域であり、乙地域と分類された地域(仏印、タイ)は一応独立国家による統治が形式的にも成立していた。本稿で上記地域を指すが、考察の対象は主に甲地域に限定したい。
- 2) 「委託経営」とは、軍が接収した敵性工場事業場を日本企業に軍が経営を委託した国有民営の企業経営をさす。委託経営とならんでよく使われる言葉で「受命企業」という言葉ある。「受命企業」とは文字通り、軍より経営を命じられた企業経営であり、委託経営と同じ意味でもしばしば使われているが、軍直営の工場事業場の経営を命じられていたり、協同で管理運営している企業を指している場合もある。実際に使用する場合、明確に区別をせずに使われている。本稿では、両者を区別して使用することにす。また、「指定企業」とは、軍が、個別企業に工場事業場の管理運営を指定した企業という意味に用いる。
- 3) 占領地における軍政については、ハーグ陸戦条約(1907年10月18日、署名、日本についての発効は1912年1月13日、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」、以下「ハーグ条約」と略す)において、私有財産は没収することができないこと(条約附属書第46条)掠奪の禁止(同第47条)などが明確に定められていた。但し、戦前の戦時国際法の解釈では、戦争の必要上あるいは戦闘の状況によっては、こうした私有財産を尊重する原則はしばしば制限して解釈することが認められていたようである。また、私有財産と公有財産との取扱いの違いについても解釈が異なっていることは共通の認識であったようである(立作太郎1931, 253～259頁、田岡良一1938, 134～139頁)。原則は、私有財産の尊重であり、中世、近世の軍隊のように「戦争を以て戦争を養う」掠奪は禁止されるようになっていた。
- 4) 太田弘毅1982, 38～39頁。
- 5) 「在支敵性企業ノ管理運営ニ関スル件」(1942年2月〇日、〇判読不明、軍務課第105号、陸支密第389号、JACAR, アジア歴史資料センター, Ref.C04123744100, 昭和17年『陸支密大日記』第14号、防衛庁防衛研究所)によれば、軍は総括的管理権(受託者の決定、監督規程の制定変更、利益金の処分)を留保しつつも、管理事務は興亜院に委任した。また華北、華中においては、敵性企業の運営は北支那開発(株)、中支那振興(株)を敵性企業運営の「中樞的機関」と位置付けて、敵性企業経営の実際的な監督にあたらせていた。敵性企業の管理の「現実ノ運営主体ノ選択」は北支那開発(株)、中支那振興(株)が優先的にあたり、適当な受託企業がない場合は、北支那開発(株)、中支那振興(株)が直接経営にあたることになっていたのである。したがって、軍が直接関与することは中国占領地に比べて、南方軍政の関与にはるかに大きかったと考えられる。
- 6) 南方の地域は、蘭印(インドネシア)、マライ、ボルネオ、フィリピン、その他日本軍の占領地域は甲地域、仏印(ベトナム)、タイは乙地域とした(『南方経済対策要綱』1941.12.12関係大臣会議決定、1942年2月19日第六委員会決定、防衛庁1985所収)。タイは独立した政府があり、仏印は、フラン

- ス（ナチス占領下）が統治しているので、一応独立政権をもち、敵国ではなかった。また、ビルマ、フィリピンについては、独立を認める方向で議論が進められており、異なる対応をとっていた。仏印は1945年3月日本軍武力侵攻の結果日本統治においている。地域については、陸軍主担任地域と海軍主担任地域に分かれていたので、陸軍海軍で若干の統治の仕方が異なっていた。
- 7) 大蔵省為替局（1942）。
 - 8) 同上 477 頁。
 - 9) 敵国となったのは、アメリカ（フィリピン連邦をのぞく他の領土）、イギリス（香港、英領北ボルネオ、ビルマ、英領マライを除く領土）、オランダ（蘭領インドを除く）3 国となった。
 - 10) 大蔵省為替局 1942, 478 頁。
 - 11) 「作戦地域に於ける敵産処理に関する件」（JACAR, アジア歴史資料センター, Ref.C01000811900 「陸軍密大日記 第 54 号 1/3」防衛庁防衛研究所）の敵産処理規程を定めた「理由書」のなかにその旨記されている。
 - 12) 陸軍省経理局監査課「押収品処理ニ関スル件」（第 3 案）（年月不明, JACAR, アジア歴史資料センター, Ref.B02030560700, 『支那事変関係一件』, 第 19 卷 A1-1-0-30 __ 019, 外交史料館）。
 - 13) 日中戦争期, 華北においては, 民族紡織業者が奥地に逃避した経営を軍が在華紡に経営を委任し（高村直助 1982, 236 ~ 239 頁）, 華中においては在華紡が「民族紡支配に向けて組織的・積極的に活動」（同 251 頁）し, 戦争を「利潤獲得のためにフルに利用」（同 251 頁）した（同 251 ~ 256 頁）。
 - 14) 太田弘毅（1982）に同規程が全文掲載されている。「作戦地域に於ける敵産処理に関する件」（JACAR, アジア歴史資料センター, Ref.C01000811900 「陸軍密大日記 第 54 号 1/3」防衛庁防衛研究所）に同じ規程が所収されている。
 - 15) 「作戦地域内ニ於ケル敵産処理規程」によれば, 「軍司令官ハ作戦地域内ニ於ケル敵産ニシテ戦争ノ必要ニ基クモノ, 其ノ他必要アリト認ムルモノハ押収スルコトヲ得 / 軍司令官ハ必要アリト認ムルトキハ右ノ権限ヲ部下師団長又ハ独立団隊長ニ委任スルコトヲ得」（第 5 条）, 「軍司令官ハ押収セル敵産中敵国有及敵性政権所有ニ属スル動産及権利ヲ没収スルコトヲ得」（第 6 条）「押収セル敵産ハ必要ニ応シ売却又ハ其ノ他ノ処分ヲ為スコトヲ得」（第 6 条）「押収財産ニ関シテ為シタル譲渡其ノ他権利, 義務ノ得喪ニ関スル一切ノ行為ハ軍司令官ノ認可ヲ受ケシムルヲ要ス」（第 8 条）など軍司令官の権限が極めて強いものであった。
 - 16) 「占領地域内ニ於ケル押収工場, 事業場等ノ軍管理要領」（「作戦地域に於ける敵産処理に関する件」 JACAR, アジア歴史資料センター, Ref.C01000811900 「陸軍密大日記 第 54 号 1/3」）。
 - 17) 「作戦地域に於ける敵産処理に関する件」（JACAR, アジア歴史資料センター, Ref.C01000811900 「陸軍密大日記 第 54 号 1/3」防衛庁防衛研究所）の規程を設ける「理由」の文言より引用。
 - 18) 明石陽至編（2004, 第 2 巻）。
 - 19) 「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」（1907 年署名日本国における発効 1912 年 1 月 13 日）は現代法制資料編纂会（1984）に所収されている。
 - 20) 参謀本部（1987 下, 146 ~ 148 頁）。
 - 21) 大蔵省編（1966, 5 頁）。
 - 22) 特殊財産資金特別会計に関する柴田善雅の研究は, 財務省資料を用いて, その実態にせまった唯一の研究である。特殊財産資金特別会計は, 戦争終結までを 1 会計年度とする特殊な性格をおびた特別会計であり, 1943 年 3 月 27 日, 公布施行された（柴田善雅 2002, 326 頁）。特殊財産資金特別会計の当初予算における委託経営納付金は, 1 億円とされていた。南方占領地の敵産委託経営は 20 億円, 納付金率は, 5% として 1 億円と当初予算では見積もられていた。しかし, 決算においては, 委託経営納付金は, わずか 900 万円にすぎなかった（柴田善雅 2002, 327 ~ 328 頁）。
 - 23) 田辺参謀という筆者名であり, 名前が明らかではないが, 田辺俊雄と推測した。
 - 24) 明石陽至編（2004, 第 3 巻）。
 - 25) マライおよび蘭印は, 日本軍が占領して, イギリス, オランダ軍を降伏させたという経緯がある。
 - 26) 「軍政施策ニ関スル指示」（1944 年 1 月, 『南方軍政関係資料』その 1, JACAR, アジア歴史資料セン

ター, Ref.C14060764000, 防衛庁防衛研究所)

- 27) 「南方経済陸軍処理要領附録 南方経済陸軍処理要領実行上必要なる緒規定集」(1943年6月 陸軍省(2), JACAR, アジア歴史資料センター, Ref.C15120348200, 『総務部長会議に関する綴』昭和18.6 防衛省防衛研究所)にこれらの文書は所収されている。
- 28) 「南方作戦に伴う占領地行政の概要」(1946年5月, JACAR, アジア歴史資料センター, Ref.C14060783400, 防衛庁防衛研究所)。
- 29) 「総務部長会議席上敵産管理部長説明要旨」(1944年3月『南方軍政関係資料』昭和19年度, その2, JACAR, アジア歴史資料センター, Ref.C14060766400, 防衛庁防衛研究所)。
- 30) ここでいう軍政監部管理は, 敵産管理部, 産業部, 財務部, 電政局, 鉄道局, 海軍局, 各州市等を含んだ数値である(「総務部長会議席上敵産管理部長説明要旨」1944年3月, 『南方軍政関係資料』昭和19年度, その2, JACAR, アジア歴史資料センター, Ref.C14060766400, 防衛庁防衛研究所)。
- 31) 日本銀行統計局(1947, 161頁)。
- 32) 1943年3月に特殊財産資金特別会計が設置されたとはいえ(柴田善雅2002, 第7章), それ以前の敵産処分によって軍の収入になったはずの資金は, 結局は臨時軍事費特別会計や軍政会計の中に振り込まれていたわけであるから, 軍による没収となんらかわることはなかったのである。
- 33) 委託経営は, 邦人企業に売却処分されたものもあったが, 戦局の悪化とともに, 委託経営のまま敗戦を迎えたものもあったのである。
- 34) 陸密第2547号「敵産企業ノ委託経営ニ関スル件通牒」(1942年7月16日, 陸軍次官より南方軍総参謀長黒田重徳宛, 明石陽至編2004, 第2巻)。
- 35) 三井物産の木造船建造事業については, 坂本雅子(2003, 395頁)を参照。三井文庫編(2001, 本編第3巻下, 770~775頁)をも参照。
- 36) 「陸軍軍政地域ニ於ケル木造船等ノ製造修理ノ委託経営ニ関スル件」(陸密第4428号, 物産2358-72, 三井文庫所蔵)には, 年月は付されていないが, 前後の史料状況からみて1944年2月と推測される。「南方甲地域ニ於ケル工業関係担当企業者決定ニ関スル件通牒」(1944年2月27日陸軍次官より三井物産株式会社社長宛, 物産2358-72, 三井文庫所蔵)の日付より推測。
- 37) 「陸軍軍政地域ニ於ケル木造船等ノ製造修理ノ委託経営ニ関スル件」(陸密第4428号, 1944年2月推測)の別冊別紙2「陸軍軍政地域ニ於ケル木造船等ノ製造修理ノ委託経営上準拠スヘキ條項」(三井文庫, 物産2358-72)。
- 38) 「海軍軍政委託経営通牒」(1944年4月27日, 物産2358-78, 三井文庫所蔵)。
- 39) 同上。
- 40) 前掲「陸軍軍政地域ニ於ケル木造船等ノ製造修理ノ委託経営ニ関スル件」注36参照。
- 41) 「南方ニ対スル事業進出希望等申出調」(其ノ1, 1942年1月31日, 美濃部文書E:1:34, 0003914)。
- 42) 日本油脂株式会社「敵性工場接収方ニ関スル件」(1942年作成, 申請推測, 美濃部E:2, 0003923)。
- 43) 同上資料。
- 44) 「弊社ノ蘭印進出計画ハ右ノ根本原則ニ基キ樹立セラルハモノナリト雖当面ノ具体策トシテ左記敵性国人経営ノ大規模諸工場ヲ接収シ優秀技術ニヨリ生産ノ最高率發揮ヲ経営ノ眼目トシ漸次豊富ナ資源ヲ可及的ニ利用消化ニ至ラシメントスル所ナリ」(「蘭領東印度油脂資源及油脂工業ノ現状」(日本油脂株式会社「敵性工場接収方ニ関スル件」1942年作成, 申請推測, 美濃部E:2, 0003923に所収されている資料)。
- 45) 『富公報』(第6号, 1942年12月1日, 倉沢愛子編1990, 所収)。富とは, 第25軍司令部の文字番号のことであり, マライ・スマトラ地区の軍政を担当した(岩武, 上, 65頁)。
- 46) 富軍政監部(1943)『富軍政年報』(マライ軍政監部印刷局, 明石陽至編1998, 所収)。
- 47) 「南方における経理統制」(南方開発金庫総裁調査課『南方資料』第2号, 1944年4月8日, 早瀬晋三編集2013, 第16巻所収, 78~79頁)。
- 48) 「南方事業経理統制令」「南方事業経理統制令運用方針」「委託経理事業経理統制施行令」「委託経理事業経理統制施行令運用方針」(南総政密第668号, 1943年6月30日発令), そのほかに, マライ, スマ

- トラ地区に対しても同じく4つの規程が出されていた。ただし、スマトラ地区においては、「委託経営事業経理統制令」「委託経営事業経理統制令運用方針」と名称が若干違っていた。また、フィリピンに対しても関係法規が出されていた。地区によって、名称など若干の相違はあるが、基本的には大きく異なっていない（JACAR, アジア歴史資料センター, Ref.C14010111300, 簿冊『委託経営事業の会計監督要綱解説』昭和18年5月, 防衛省防衛研究所）。
- 49) 前掲「南方占領地域ノ委託経営事業ノ監督要綱」（JACAR, アジア歴史資料センター, Ref.C14010111300）。
 - 50) 本邦人とは、本邦の法律によって設立された法人の経営、本邦に本店又は主たる事務所を有する法人経営、本邦人がその出資額又は議決権の過半を有する法人経営、事業主が本邦人であるもの、実質的支配権を本邦人が持つ経営を本邦人の経営とした（「南方事業経理統制令運用方針」）。
 - 51) 国又は公共団体以外の経営に対する経営を対象とする（「南方事業経理統制令」第1条）。
 - 52) マライに対して出された「委託経営事業経理統制令」と軍政総監部「委託経営事業統制施行令」では名称に違いがあるほか、適正利益率の数値も異なっている。軍政総監部規定は、施行日などが空欄になっており、マライについては、明確に発令主体や施行日などが明示されている。したがって、軍政総監部の規定は、南方の各地の軍政の一般的な規程であり、各軍政地域において各軍がそれを基礎として委託経営経理統制令を発令したと推測される。実際のマライに出された規程を中心に検討することが、現実に近いと思われる。フィリピンについては「南方会社並南方工場会計検査令」「委託経営事業会計監督令」（1943年4月1日）が発せられている。マライの前2つの命令のほうがより整理された形で作成されている。
 - 53) 委託経営以外の経営でも、経営資本の9%が実際に適応されていたことは、長島（2016）によって明らかである。しかし、9%以外にも案があったようである。「委託経営事業経理統制施行令」（「南方占領地域ノ委託経営事業ノ監督要綱」JACAR, アジア歴史資料センター, Ref.C14010111300, 簿冊『委託経営事業の会計監督要綱解説』昭和18年5月, 防衛省防衛研究所）は、施行年月日が記入されていない。おそらくは、施行以前の案と推測される。マライに施行されたのは、1944年1月1日である。「案」の段階では、経営資本の7%と適正利益を低く抑えていた。しかしながら、実際には9%が実行された。
 - 54) 「南方占領地域ノ委託経営事業ノ監督要綱」（JACAR, アジア歴史資料センター, Ref.C14010111300, 簿冊『委託経営事業の会計監督要綱解説』昭和18年5月, 防衛省防衛研究所）。
 - 55) 『「南方占領地域委託経営事業の会計監督要綱」解説』（1943年5月, 27頁, JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C14010111200, 簿冊『委託経営事業の会計監督要綱解説』, 防衛庁防衛研究）。
 - 56) 日本国内では、会社経理統制令により、強制償却は資本金500万円以上の企業に限定していた（柴田2011, 351頁）。
 - 57) 南方開発金庫（1944）「南方における経理統制」（南方開発金庫総裁調査課『南方資料』第2号, 1944年4月8日, 89～90頁, 早瀬晋三編2013, 第16巻所収）。
 - 58) 南方開発金庫については、島崎久彌（1989）、柴田善雅（1999）などを参照。1944～45年頃になると、南方開発金庫は州長官が認めれば、用途を限定せず供給された（柴田善雅1999, 579頁）。
 - 59) 「南方における経理統制」（南方開発金庫総裁調査課『南方資料』第2号, 1944年4月8日, 91頁, 早瀬晋三編2013, 16巻所収）。
 - 60) 正金銀行、台湾銀行も同じ貸出利率にされていたから、南方での資金貸出利率は基本的に、4.5%と考えてよいと思われる（『「南方占領地域委託経営事業の会計監督要綱」解説』1943年5月, 20～21頁, 簿冊『委託経営事業の会計監督要綱」解説』, JACAR, アジア歴史資料センター）Ref.C14010111200, 防衛庁防衛研究所）。
 - 61) 南方開発金庫「南方における経理統制」（南方開発金庫1944, 77～79, 94～97頁）は、南方の利潤統制は経営の放漫を予防し、国家目的達成に資するもので、簡素、強力で巧妙であるとしているが、筆者は、むしろ資本の非効率を内包しているといった批判的見解である。
 - 62) 「陸軍軍需工業適正利潤率算定要綱並運用方針に関する件」（JACAR（アジア歴史資料センター, Ref.C01005936900, 「陸支密綴 昭和16年」, 防衛省防衛研究所）は、件名表示が資料内容と異なっ

ているが、そのままに表示する。

- 63) 1941 年 4 月施行の「陸軍軍需工業適正利益率算定要綱」に先立って「適正利潤率算定要領」が 1940 年 4 月に各部隊に通牒されていたが (JACAR, アジア歴史資料センター, Ref.C01007794400, 「適正利潤率算定要領に関する件関係陸軍一般へ通牒」来翰綴 (支満) 第 4 部 昭和 15 年」防衛省防衛研究所), 「陸軍軍需工業適正利益率算定要綱」によって差し替えられた (千葉準一 1998, 79 ~ 81 頁)。陸軍の原価計算, 財務諸表, 調弁価格については, 千葉準一 (1998), 久保田秀樹 (2001) を参照。
- 64) 「陸軍軍需工業適正利益率算定要綱」は, 資本, 税額, 規模に関連して細かな規程が適用されており, 「委託経営事業経理統制令」のような単純なものではないのであるが, ここでは紙面の関係でこの問題には立ち回らないこととする。
- 65) 南方軍政においては, 企業に対する利益保証は, 中央の指示とは異なり, 相当確実なものであった。「昭和十七年三月末決算委託経営事業利益処分指示要領案」(アジア歴史資料センター, Ref. C140606165000, 護謨関係書類 昭和 17.8.23 ~ 18.11.8, 防衛庁防衛研究所) によれば, 「止ムヲ得ス欠損ヲ生ジタル委託経営ニ対シテハ軍政会計ヨリ当該欠損額ヲ補填ス」とあり, 軍政会計からの委託経営に対する欠損補填が行われていたことを推測することができる。また, 事業の拡張や調弁価格に関連して損失が発生した場合, 軍政会計納付金は軍政会計への納付を行わず, 社内積立金として処理することが認められた。
- 66) 日本国内企業に対しては, 配当及び役員報酬の制限や社員 (職員) ・労働者に対する賃金給与の制限をおこないながら, 生産力拡充につとめる方策を追求した。企業と軍部との軋轢をおこしながら, 会社経理の統制が進められた。日本国内においては社外流出を押さえつつ, 減価償却も要求する企業経営が迫られ, 会社経理統制令 (1940 年 10 月公布, 施行) として結実していた (柴田 2011, 第 6 章参照)。南方の委託経営はそれとは異なる性格のものであった。

<参考文献>

- 明石陽至編解説 (2004) 『榊原家所蔵南方軍政総監部関係文書』第 1 ~ 6 巻, 龍溪書舎
- 明石陽至編解説 (1998) 『渡邊渡少将軍政 (マラヤ・シンガポール) 関係史・資料』第 4 巻, 龍溪書舎
- 明石陽至編 (2001) 『日本占領下の英領マラヤ・シンガポール』岩波書店
- 浅田喬二編著 (1981) 『日本帝国主義下の中国—中国占領地経済の研究—』楽遊書房
- 安達宏昭 (2013) 『「大東亜共栄圏」の経済構想』吉川弘文館
- 防衛庁防衛研究所戦史部編 (1985) 『史料集 南方の軍政』朝雲新聞社
- 千葉準一 (1998) 『日本近代会計制度—企業会計体制の変遷—』中央経済社
- 中央経済法研究会森敦 (1943) 『敵産管理の理論と実際』大阪寶文館
- 袁彩菱 (2008) 「マラヤにおける日本のゴム・鉄鉱投資」杉山伸也・イアン・ブラウン編『戦間期東南アジアの経済摩擦—日本の南進とアジア・欧米—』同文館出版
- 外務省 (1966) 『日本外交年表並主要文書』下, 原書房
- 現代法制資料編纂会 (1984) 『戦時・軍事法令集』国書刊行会
- 原朗 (2013) 『日本戦時経済研究』東京大学出版会
- 長谷川安兵衛 (1941) 『新体制下の株式会社読本』千倉書房
- 花井俊介 (1995) 「軍政と企業活動—マラヤ・ペラ州マングローブ森林関連事業に即して」疋田康行編『南方共栄圏—戦時日本の東南アジア経済支配—』多賀出版
- 早瀬晋三編集 (2013) 『南方開発金庫調査資料』第 16 巻, 龍溪書舎
- 疋田康行編 (1995) 『南方共栄圏—戦時日本の東南アジア経済支配—』多賀出版
- 疋田康行・鈴木邦夫 (1995) 「企業進出」疋田康行編『南方共栄圏—戦時日本の東南アジア経済支配—』多賀出版
- 疋田康行編 (1995) 『南方共栄圏—戦時日本の東南アジア経済支配—』多賀出版
- 岩武照彦 (1981) 『南方軍政下の経済施策』上, 下, 汲古書院

- 岩武照彦（1989）『南方軍政論集』巖南堂
- 北野至亮・石橋慶道（1998）「戦時北ボルネオの日々」日本の英領マラヤ・シンガポール占領期史料調査フォーラム『インタビュー記録 日本の英領マラヤ・シンガポール占領（1941～45）』龍溪書舎
- 小林英夫（1975）『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』御茶ノ水書房
- 小林英夫（2011）『「大東亜共栄圏」と日本企業』『岩波講座 東アジア近現代通史』第6巻 アジア太平洋戦争と「大東亜共栄圏」岩波書店
- 小林英夫（2012）『「大東亜共栄圏」と日本企業』社会評論社
- 小林英夫（1993）『日本軍政下のアジア』岩波書店
- 小林英夫（1992）「東アジア経済圏—戦前と戦後」『講座 近代日本と植民地』1 植民地帝国 岩波書店
- 久保田秀樹（2001）『日本型会計成立史』税務経理協会
- 倉沢愛子編（1990）『富集団軍政監部 富公報』龍溪書舎
- 倉沢愛子（2012）『資源の戦争—大東亜共栄圏の人流・物流』（岩波書店）
- 倉沢愛子（2005）「20世紀アジアの戦争—帝国と脱植民地化」『岩波講座 アジア・太平洋戦争』1, 岩波書店
- 三井文庫編（2001）『三井事業史』本編第3巻下, 三井文庫
- 三輪宗弘（2004）『太平洋戦争と石油』日本経済評論社
- 中野聡（2012）『戦争の経験を問う 東南アジア占領と日本人—帝国・日本の解体』岩波書店
- 長島修（1987）『戦前日本鉄鋼業の構造分析』ミネルヴァ書房
- 長島修（2000）『日本戦時企業論序説—日本鋼管の場合』日本経済評論社
- 長島修（2015）「「大東亜共栄圏」と鉄鋼業」『立命館平和研究』第16号, 2015年3月
- 奈倉文二（1984）『日本鉄鋼業史の研究』近藤出版
- 中村隆英（1977）「戦争経済とその崩壊」『岩波講座 日本歴史』21 近代8, 岩波書店
- 波形昭一（1991）「南方占領地の通貨・金融政策」伊牟田敏充編著『戦時体制下の金融構造』日本評論社
- 南方開発金庫（1944）「南方における経理統制」（南方開発金庫総裁調査課『南方資料』第2号, 1944年4月8日, 早瀬晋三編2013, 第16巻所収）
- 成田潔英編（1964）『王子製紙南方事業史』王子製紙社史編纂室
- 日本銀行統計局（1947）『戦時中金融統計要覧』日本銀行
- 日本近代史料研究会（1971）『日本陸海軍の制度・組織・人事』東京大学出版会
- 日本の英領マラヤ・シンガポール占領期史料調査フォーラム（1998）『日本の英領マラヤ・シンガポール占領（1941～45）』龍溪書舎
- 日本製鉄株式会社昭南事務局長（1946）『日鉄昭南事務局マライ製鐵所事業経過報告』自昭和17年9月至昭和20年12月, 1946年2月
- 日鉄社史編輯委員会事務局（1950）『日鉄の外地球業』（案）
- 岡崎哲二（1987）「戦時計画経済と価格統制」近代日本研究会編『年報・近代日本研究』9, 1987年10月
- 大蔵省編（1966）『第二次大戦における連合国財産処理』戦時編, 資料編 大蔵省印刷局
- 大蔵省為替局（1942）「敵産管理法について」『週報』274号, 1942年1月7日, 日本銀行調査局（1972）『日本金融史資料』第32巻, 所収
- 大蔵省財政史室（1984）『昭和財政史—終戦から講和まで—』第1巻, 東洋経済新報社（原朗執筆）
- 太田弘毅（1977）「海軍南方占領行政の機構系統の変遷」『日本歴史』第344号, 1977年1月
- 太田弘毅（1980）「海軍南方占領地に進出した日本の企業会社」『東南アジア研究』第18巻第3号, 1980年12月
- 太田弘毅（1982）「大東亜戦争作戦地域の敵産対策—陸軍の場合」『政治経済史学』第191号, 1982年4月
- 立作太郎（1931）『戦時国際法論』日本評論社
- 坂本雅子（2003）『財閥と帝国主義—三井物産と中国—』ミネルヴァ書房
- 参謀本部編（1987）『杉山メモ』上, 下, 原書房
- 佐藤良策編（1973）『バレンバンの石油部隊』産業時報社

- 柴田善雅 (1999) 『占領地通貨金融政策の展開』 日本経済評論社
- 柴田善雅 (2002) 『戦時日本の特別会計』 日本経済評論社
- 柴田善雅 (2005) 「中国関内占領地における敗戦後処理」『東洋研究』第 158 号, 2005 年 12 月
- 柴田善雅 (2006) 「アジア太平洋戦争期中国関内占領地における敵産管理処分」『東洋研究』第 162 号, 2006 年 12 月
- 柴田善雅 (2008) 『中国占領地の日系企業の活動』 日本経済評論社
- 柴田善雅 (2011) 『戦時日本の金融統制—資金市場と会社経理—』 日本経済評論社
- 島崎久彌 (1989) 『円の侵略史』 日本経済評論社
- 高村直助 (1992) 『近代日本綿業と中国』 東京大学出版会
- 武島良成 (2014) 「日本占領期ビルマにおける敵国資産の移譲問題—日本とバ・モウ政府の角逐」『東南アジア—歴史と文化』第 43 号, 2014 年 5 月
- 武島良成 (2014) 「日本占領期のビルマ・ボードウィン鉱山について」『京都教育大学紀要』第 125 号
- 田中申一 (1975) 『日中戦争経済秘史』 コンピュータ・エージ社
- 田岡良一 (1938) 『戦時国際法』 日本評論社, 新法學全集第 27 巻, 1938 年発刊年月なし
- 早稲田大学大隈記念社会科学研究所編 (1959) 『インドネシアにおける日本軍政の研究』 紀伊国屋書店
- 山本有造 (2011) 『「大東亜共栄圏」経済史研究』 名古屋大学出版会
- 山崎志郎 (2012) 『物資動員計画と共栄圏構想』 日本経済評論社
- 山崎志郎 (2016) 『太平洋戦争期の物資動員計画』 日本経済評論社
- 吉村真子 (2001) 「日本軍政下のマラヤの経済政策—物資調達と日本人ゴム農園—」 明石陽至編『日本占領下の英領マラヤ・シンガポール』 岩波書店

資料

JACAR, アジア歴史資料センター

- 「在支敵性企業ノ管理運営ニ関スル件」(1942 年 2 月〇日, ○判読不明, 軍務課第 105 号, 陸支密第 389 号, Ref.C04123744100, 昭和 17 年『陸支密大日記』第 14 号, 防衛庁防衛研究所)
- 「作戦地域に於ける敵産処理に関する件」(Ref.C01000811900 「陸支密大日記」第 54 号 1/3) 防衛庁防衛研究所)
- 陸軍省経理局監査課「押収品処理ニ関スル件」(第 3 案)(年月不明, Ref.B02030560700, 『支那事変関係一件』, 第 19 巻 A1-1-0-30 __ 019, 外交史料館)
- 「軍政施策ニ関スル指示」(1944 年 1 月, 『南方軍政関係資料』その 1, Ref.C14060764000, 防衛庁防衛研究所)
- 「南方経済陸軍処理要領附録 南方経済陸軍処理要領実行上必要なる緒規定集」(1943 年 6 月, Ref.C15120348200, 『総務部長会議に関する綴』昭和 18. 6 防衛省防衛研究所)
- 「南方作戦に伴う占領地行政の概要」(1946 年 5 月, Ref.C14060783400, 防衛庁防衛研究所)
- 「総務部長会議席上敵産管理部長説明要旨」(1944 年 3 月, 『南方軍政関係資料』昭和 19 年度, その 2, Ref.C14060766400, 防衛庁防衛研究所)
- 「委託経営事業の会計監督要綱解説」(昭和 18 年 5 月, Ref.C14010111300, C14010111200)
- 「昭和十七年三月末決算委託経営事業利益処分指示要領案」(Ref.C140606165000, 護謄関係書類 昭和 17.8.23 ~ 18.11.8, 防衛庁防衛研究所)
- 「適正利潤率算定要領に関する件関係陸軍一般へ通牒」(1944 年 4 月 6 日, 来翰綴(支満)第 4 部 昭和 15 年, Ref.C01007794400, 防衛省防衛研究所)
- 三井文庫
- 「陸軍軍政地域ニ於ケル木造船等ノ製造修理ノ委託経営ニ関スル件」(陸支密第 4428 号, 物産 2358-72)
- 「海軍軍政委託経営通牒」(1944 年 4 月 27 日, 物産 2358-78)
- 美濃部洋次文書
- 「南方ニ対スル事業進出希望等申出調」(其ノ 1, 1942 年 1 月 31 日, E : 1 : 34, 0003914)
- 日本油脂株式会社「敵性工場接収方ニ関スル件」(1942 年作成, 申請推測, E : 2, 0003923)

The Enemy's Property Management and Trustee Enterprise under the Japanese Military Administration in Southeast Asia

Osamu Nagashima*

Abstract

Japanese army ruled the occupation area of Southeast Asia under the military administration from 1942 to the end of World war II. They requisitioned factories, mines and buildings which English Dutch and American enterprises had held. Their properties as enemy's property were under the control of Japan military administration. Almost Southeast area had been under the colonial rule of United Nations before World War II and the enterprises of United Nations had developed rich resources of their colonies and built modern factories and agricultural estates. Japanese army requisitioned them and the enemy's properties were under the rule of Japanese army as enemy's properties without paying serious attention to Convention respecting the Laws and Customs of War on Land which Japan government had ratified. Japanese army trusted enemy's properties to Japanese enterprises and the ownership right of United Nation Nationals' property was violated by Japanese military administration. Japanese trustee enterprises' products were bought by Japanese army at the price which added cost to appropriate profit, multiplying management capital by 0.09. Japanese trustee management was guaranteed some profit as long as Japanese military administration was going on.

Keywords:

Accounting control, Administration of enemy's property, Enemy's property, Enterprise in Word War II, Greater Eastasia Co-prosperity Sphere, Military occupation, Southeast military administration of Japan, Trustee enterprise

* Specially Appointed Professor, College of Business Administration, Ritsumeikan University

